

維持管理計画書

安定型最終処分場
胆環生第 10948-2 号

株式会社 **C&R**

目 次

(1) 擁壁及び堰堤の点検、記録の作成及び保管	1
(2) 処分した安定型産業廃棄物の種類及び数量の保存	1
(3) 囲い	1
(4) 展開検査	2
(5) 周縁地下水の水質測定	8
(6) 浸透水の採水口	8
(7) 浸透水の水質測定	8
(8) 開口部閉鎖	8
(9) その他の維持管理	9

【維持管理に関する計画】

(1) 擁壁及び堰堤の点検、記録の作成及び保存

擁壁及び堰堤の点検は、定期点検（月 1 回以上）行うものとし、地震及び大雨等の異常事態発生の場合、直後に臨時点検を行うものとする。また、点検結果については、記録し保存する。
(平成 10 年改正命令第 2 条第 2 項第 2 号)

(2) 処分した安定型産業廃棄物の種類及び数量の記録

処分した安定型産業廃棄物の種類及び数量を廃掃法施行令第 6 条第 1 項第 3 号イ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物の種類ごとに取りまとめ記録、保存する。

最終処分場の事務所に閲覧箇所を設け、ファイルを保管する。

(平成 10 年改正命令第 2 条第 2 項第 2 号)

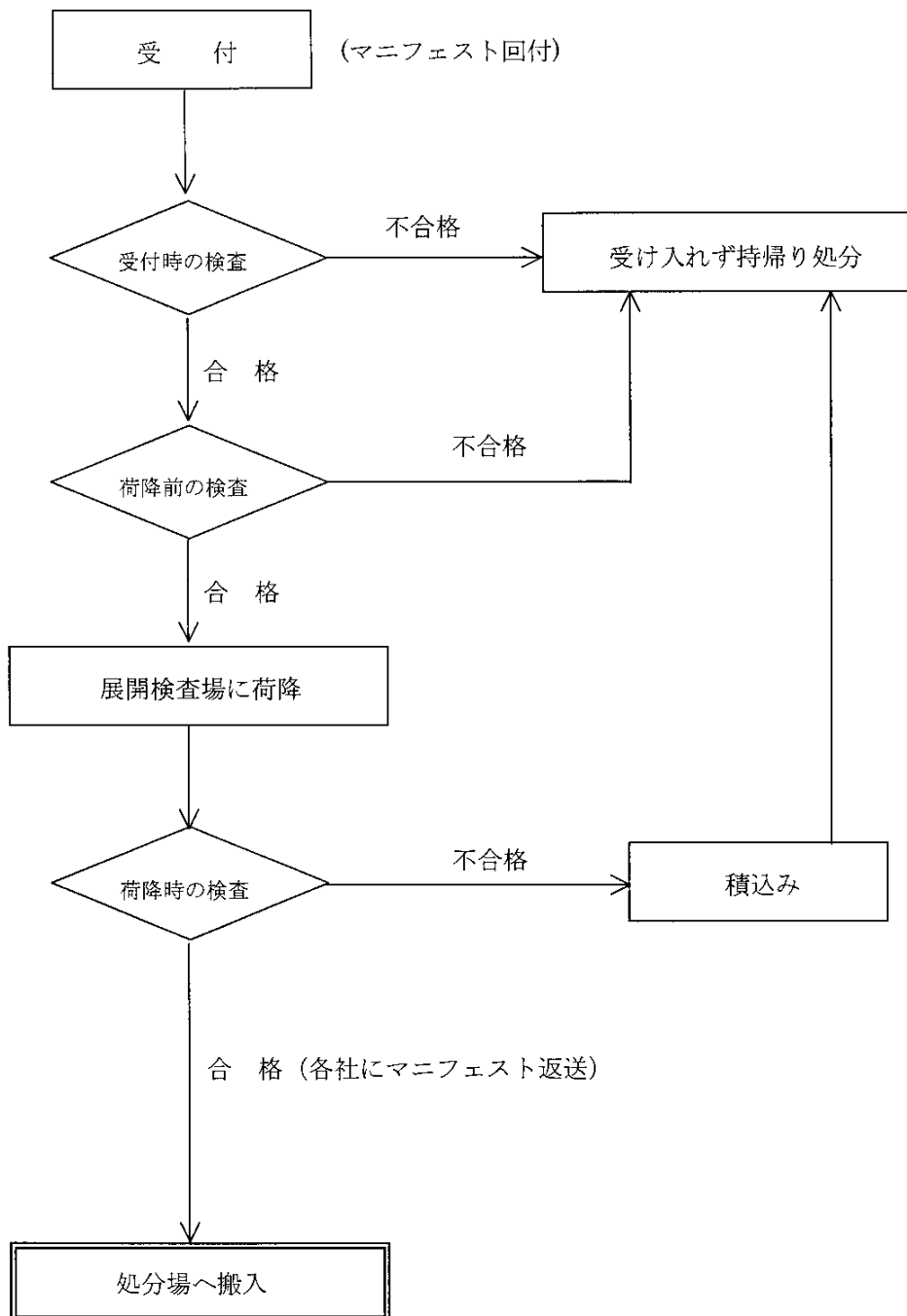
(3) 囲い

処分場の外周に設置した囲いが破損した場合には補修、復旧を行う。

(平成 10 年改正命令第 2 条第 2 項第 2 号イ)

(4) 展開検査

(イ) 展開検査のフロー



(ロ) 展開検査実施についての詳細

i) 受付

当社が搬入業者から事前に連絡を受け、搬入業者が産業廃棄物管理表(マニフェスト)に内容を記載の上、持参してもらおう。搬入業者には当社における受入品目の内容をまとめた「適正な埋立について」(P6 参照)を配布し、受入品目を周知する。

また、苫小牧市外業者からの持ち込み依頼があった場合には、周知徹底して当社における受入基準の内容及び説明等を行う。

ii) 受付による検査

搬入業者からの廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順どおり廃棄物受入について適切に検査を行う。

a) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)と受入品目との照合検査

搬入業者が持参した産業廃棄物管理票(マニフェスト)と、当社における受入品目の内容をまとめた「適正な埋立について」を照合して、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

b) 受入品目以外の廃棄物への対法

当該廃棄物の対応については、搬入業者に引き取ってもらう。

c) 受付による検査結果

以上の検査より、廃棄物受入について適当と認められれば、検査員が廃棄物搬入展開検査表(案) (P7 参照) に結果及び廃棄物の量を記載する。

iii) 展開検査場での検査

廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号ロの規定に基づき、安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順のとおり適切に行う。

また、展開検査場での検査は、搬入車両ごとに行い、すべての検査が終了するまで、次の搬入車両の検査については受付検査までとして、荷降による目視検査以降の作業は行わない。

a) 堆積内容物の目視検査

マニフェストと受入品目との照合の結果が適切であっても、堆積内容物を実際に目視確認する。

目視確認は、車両荷台のシート等遮へい物を取り除き、スコップあるいは熊手等を用いて内部の確認する。その結果、当社における受入品目の内容をまとめた「適正な埋立について」と照合して、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

b) 荷降による目視検査

検査場での荷降後、受付検査により目視検査で把握困難な荷台内部のゴミの内容物を適切に検査して、当社における受入品目の内容をまとめた「適正な埋立について」と照合して、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

なお、判断に迷う廃棄物が出現する際には、シート、コンテナなどに仮置きし、化学的判断または行政の判断を仰いだ上で、適正処置をする。

c) 受入品目以外の廃棄物への対法

当該廃棄物の対応については、検査が速やかに終了した場合は、責任を持って荷降した廃棄物を積み込みして搬入業者に引き取ってもらう。また、搬入業者が帰ってしまった場合は、別途用意したコンテナ等に当該廃棄物を一時保管し、搬入業者に連絡し速やかに引き渡す手続きを行い、搬入業者に引き取ってもらう。

また、安定型産業廃棄物以外の廃棄物があった場合は、写真撮影を行い、廃棄物搬入展開検査調査表(案)の該当欄に内容を記入して保管する。

d) 検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、当社が産業廃棄物管理票(マニフェスト)を各社に返送し、検査員が廃棄物搬入展開検査調査表(案)(別紙参照)に検印して、ブルドーザーにより処分場に搬入する。

また、展開検査にて判断のつかない廃棄物は、写真を撮り社内報告をする。社内判断・行政判断の結果を「適正な埋立について」に反映し、社内教育及び収集運搬業者への配布を行う。

なお、廃棄物搬入展開検査調査表(案)については責任を持って当社で保管する。

排出業者さま及び運搬業者さまへ

C&Rからのお願い

「適正な埋立について」

平素は格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
現在、弊社で埋立処分が可能な品目についてご連絡いたします。
つきましては、埋立のできない品目の混入なきよう、ご配慮願います。

◎安定型最終処分場について

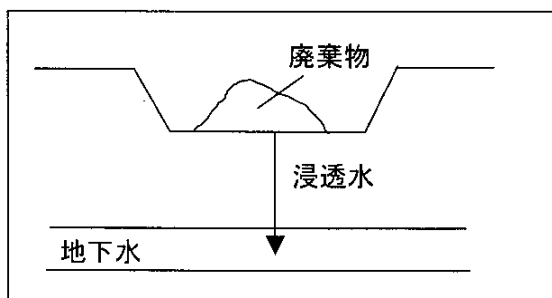
安定型最終処分場で埋立できるものは法律により以下の品目に定められています。

- | | | | |
|------------------------|-------|-------|-------|
| ・廃プラスチック | ・ゴムくず | ・金属くず | ・がれき類 |
| ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | | |

また以下のものは安定型の範囲から除かれます。

- | |
|--------------------------------|
| ・自動車等破砕物(シュレッダーダスト) |
| ・廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されている場合) |
| ・廃ブラウン管(側面に限る) |
| ・鉛蓄電池の電極 |
| ・鉛製の管又は板 |
| ・廃石膏ボード |
| ・廃容器包装(有害物質及び有機物が混入、付着していないもの) |

安定型最終処分場とは・・・



安定型最終処分場は底面に遮水処理をしていません。よって廃棄物からしみ出た浸透水は直接、地下水に達します。
よって地下水を汚染する物質(有機物、有害物質等)が含まれる廃棄物は安定型で埋立できません。

安定型で処分できないものの例

- | | | |
|---------------------------|---------------|-------------------|
| ・バッテリー | ・着色剤がついているもの | ・堆肥、肥料などが付着しているもの |
| ・蛍光灯のガラ(コンデンサに水銀が入っているもの) | ・食料品が付着しているもの | |
| ・動植物性のものが付着しているもの | など | |

搬入の際は以下の点について、ご注意願います。

- | |
|-------------------------------------|
| ・廃プラスチック、ゴムくずはおおむね15cm以内に粉砕するなどすること |
|-------------------------------------|

以上の点につきまして、遵守していただけない場合には、受取を中止し、お持ちかえりしていただくことがあります。

また、違反が発覚した場合、排出業者様も処分を受ける可能性があります。

廃棄物搬入展開検査調査表（案）

月/日	時刻	搬入業者	マニフェスト 番号	当該廃棄物の有・無		廃棄物の種類別量 (t・m ³)						当該廃棄物の種類別量 (kg・l)				当該廃棄物の処理方法	捺印
				マニフェストと内 容物の確認	展開場での 目視確認	がれき 類	廃プラ チック類	金属くず	ガラスくず	陶磁器 くず	ゴムくず	木くず	紙くず	繊維くず	その他		
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																
/	:																

(5) 周辺地下水の水質調査

安定型最終処分場施設周縁の地下水を観測井から採取し、水質検査を実施する。水質分析項目は、別表－1に地下水等検査項目とし、年1回以上測定して記録する。

測定値が過去の測定結果と比較して、検査項目の濃度が明らかに上昇した時点で異常と判断する。異常が発覚した場合、まず新たな廃棄物の搬入を中止し、関係機関に報告する。詳細な水質検査及び、埋立した品目と時期などから原因を追求する。地下水の水質の変動が自然的に由来するものか、廃棄物によるものか確認し、原因となった廃棄物の撤去及び管理型へ移送するなどの処置を講ずる。

(平成10年改正命令第2条第2項第2号ハ、ニ)

(6) 浸透水採水口

採取される浸透水に廃棄物の層を通過した雨水等以外のものが混入するおそれがある場合は、これを防止するため採水口への蓋を設置する。

(平成10年改正命令第2条第2項第2号ホ)

(7) 浸透水の水質測定

測定項目及び測定頻度については、別表－1に示す地下水等分析項目を年に1回以上、BODを月に1回以上測定して記録する。

浸透水の水質が基準を超える気配を示した場合、又は過去の測定結果と比較して、検査項目の濃度が明らかに上昇した場合、異常と判断する。まず新たな廃棄物の搬入及び埋立を中止するとともに、詳細な水質検査及び、埋立した品目と時期などから原因を追求し、原因となった廃棄物の撤去するなどの処置を講ずる。更に浸透水及び地下水の測定頻度を増やす事で浸透水及び地下水の水質を適時確認し、浸透水の水質が基準に不適合となった場合、又は地下水の水質に異常が発覚した場合、関係機関に報告する。

(平成10年改正命令第2条第2項第2号ヘ)

(8) 開口部閉鎖

埋立処分が終了した場合や、埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、その開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、その層厚はおおむね50cmの厚さとなるように致します。

(平成10年改正命令第2条第2項第2号ト)

(9) その他の維持管理

① 搬入方法

搬入に際しては、必要に応じて、車輛荷台上部に上蓋及びシート養生を行い、飛散しないよう、運搬します。

② 搬入規制

埋立作業が悪天候等、困難と予想される場合には予め客先に連絡して作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行います。

③ 常駐管理者

最終処分場施設及び周辺付帯施設を含め、維持管理を徹底いたします。工場長を含め常駐4名を配置し、整理、整頓、清掃、清潔の4Sに徹底します。

④ 作業時間の限定

苫小牧市、及び厚真町との公害防止協定締結に基づき、作業は午前8時から、午後7時までとし、夜間は門扉を閉鎖します。

⑤ 粉塵対策

乾燥などにより、ほこりが飛ぶおそれが発生した場合、散水します。

⑥ 悪臭防止対策

必要に応じて脱臭剤の散布や覆土を適宜に行い、悪臭の発生を防止いたします。

⑦ 害虫等発生防止対策

衛生害虫が発生した場合には、殺虫剤等による駆除又は覆土を行います。

(別表1)

地下水及び浸透水測定項目と測定頻度

	検査項目	基準値	測定頻度	備考
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	年1回以上	
2	総水銀	< 0.0005 mg/L	年1回以上	
3	カドミウム	< 0.01 mg/L	年1回以上	
4	鉛	< 0.01 mg/L	年1回以上	
5	六価クロム	< 0.05 mg/L	年1回以上	
6	砒素	< 0.01 mg/L	年1回以上	
7	全シアン	検出されないこと	年1回以上	
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	年1回以上	
9	トリクロロエチレン	< 0.03 mg/L	年1回以上	
10	テトラクロロエチレン	< 0.01 mg/L	年1回以上	
11	ジクロロメタン	< 0.02 mg/L	年1回以上	
12	四塩化炭素	< 0.002 mg/L	年1回以上	
13	1,2-ジクロロエタン	< 0.004 mg/L	年1回以上	
14	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02 mg/L	年1回以上	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04 mg/L	年1回以上	
16	1,1,1-トリクロロエタン	< 1 mg/L	年1回以上	
17	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006 mg/L	年1回以上	
18	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002 mg/L	年1回以上	
19	チウラム	< 0.006 mg/L	年1回以上	
20	シマジン	< 0.003 mg/L	年1回以上	
21	ベンゼン	< 0.01 mg/L	年1回以上	
22	セレン	< 0.01 mg/L	年1回以上	
23	チオベンカルブ	< 0.02 mg/L	年1回以上	
24	ふっ素	< 0.8 mg/L	年1回以上	
25	ほう素	< 1 mg/L	年1回以上	
26	亜硝酸化合物及び硝酸化合物	< 10 mg/L *	年1回以上	

* 硝酸イオン濃度に0.2259を乗じたものと亜硝酸イオン濃度に0.3045を乗じたものの和とする。

浸透水測定項目と測定頻度

	検査項目	基準値	測定頻度	備考
1	BOD	< 20mg/L	月1回以上	